

## 瀬戸内海環境保全基本計画フォローアップにおける指摘事項

## 1) 水質保全等に関する各目標に対する評価

## 水質保全等に関する目標全般に対する評価

## 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 国と地方とが適切に役割分担をしつつ各海域において中長期的に目指すべき海域環境の将来像を明らかにした上で、海洋基本計画に位置付けられた「沿岸域の総合的管理」の概念を十分に踏まえた効率的で統合的な対策を検討し、その実現に向けた具体的なロードマップを提示する必要がある。
- 国の適切な関与のもと関係機関が協力し必要なデータの収集や調査研究の実施に取り組んでいくことが求められている。
- その際、環境影響評価に際して集められた情報を活用するとともに、埋立て等の直接的な要因だけでなく流砂系も含めた地形改変の影響、生態系変化のメカニズム、地球温暖化による影響も把握していく必要がある。
- 大阪湾については、瀬戸内海において特異な海域であり、特有の問題が生じていることから、これを区別して対応を検討する必要がある。

## 目標①

瀬戸内海において水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。

## 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 国においていわゆる閉鎖性海域対策の中長期ビジョンの検討が行われており、これを速やかに策定する必要がある。
- 各海域における中長期的な目標の実現に向けては、「沿岸域の総合的管理」の概念を十分に踏まえて、水質総量規制や湾再生その他の施策について、適宜点検を加えつつ、より効率的で統合的な実施を図る必要がある。
- ノンポイントソース(面源負荷)の影響についても十分考慮する必要がある。
- 大阪湾等における貧酸素水塊の問題は深刻であり、その対策には国の積極的な支援が必要である。
- 底層 DO 等の新たな指標の導入にあたっては、関連する既存の環境基準(生活環境項目)についても検討を加え、目指すべき海域環境の将来像と整合性を持った全体的な見直しを検討する必要がある。

## 目標②

瀬戸内海において、赤潮の発生がみられ、漁業被害が発生している現状にかんがみ、赤潮発生機構の解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目途とすること。

### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 海域の生物生息環境に異変が起きているとの指摘や大阪湾以外の瀬戸内海において栄養塩類の不足による海苔の色落ちが発生しているとの指摘があるが、生物生息環境の変化や赤潮発生メカニズムが十分に分かっていないことから、その解明に向けた総合的な調査研究を進める。
- 特に窒素、リンの環境基準が達成されている海域においては、栄養塩類の管理について検討を進める必要がある。

## 目標③

水銀、PCB 等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。

### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

施策は順調に進捗しており、特段の指摘事項なし。

#### 目標④

特に魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持するうえで重要な役割を果たすとされている干潟等、瀬戸内海の水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等としても重要な役割を果たしている浅海域が減少する傾向にあることにかんがみ、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地、採餌場として重要な干潟が保全されているとともに、その他の藻場及び干潟等についても、それが現状よりできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。また、これまでに失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

#### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 海砂利採取の状況を注視していくとともに、埋立てについて瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って環境保全に十分配慮していく必要がある。
- 埋立てについては、より厳しい規制が必要との指摘もあり、基本方針を厳格に運用していく必要がある。
- 失われた藻場・干潟等の再生の取組は進められているものの、過去と比較して、まだ十分な再生がなされているとは言えず、海砂利採取の跡地等環境の荒れた場も依然として残されている。このような陸から見えない所については良好な状態とは言えないことから、こういった場所に焦点を当てて、更なる取組を講じていく必要がある。
- 藻場・干潟といった浅海域は、海の生態系にとって極めて重要であり、単にこれらの場を保全、再生、創出するというだけではなく、そこに棲む生物について十分に把握し、施策の効果を評価することが重要である。その際、外来種と在来種の比率や、生物の変遷、多年性の生物の生息種の豊かな所でないと思われない生物の生息といった指標についても考慮していく必要がある。
- 藻場・干潟の定期的な実態調査に加え、浅海域の多面的な機能について、十分な調査研究が必要である。
- 各々の地域の特性に応じた多様な魚介類等が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる「里海」の創生を図る必要がある。
- 今後、取組を進めるにあたっては、地球温暖化による生態系への影響が見受けられることや、汚濁により荒れた環境に外来種の生息空間が生じていることも考慮する必要がある。

### 目標⑤

海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。

#### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

○今後も利用に好適な状態で保全されるよう、各種制度の適切な運用を図っていくとともに、より多くの自然とのふれあいの機会を提供できるような場の整備を積極的に図る必要がある。

## 2) 自然景観の保全に関する目標に対する評価

### 目標①

瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。

#### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

○現行制度の適切な運用や景観法に基づく施策により、瀬戸内海国立公園の最大の特徴である内海多島海景観の適正な保存を図っていく必要がある。

### 目標②

瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林、緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。

#### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 今後とも、現行制度の適切な運用により緑の維持・創出を図っていく必要がある。
- 臨海部への進出事業者による緑化の取組が不十分との指摘があり、更なる緑の創出を促す必要がある。
- 人口減少に起因する島の荒廃が、山や田畑の荒廃をもたらし瀬戸内海全体の景観を含めた悪化につながっているとの指摘があり、前述の「里海」の創生に向けた取組も活用しつつ、緑を含めた島しょ部の景観の保全を図る必要がある。

### 目標③

瀬戸内海において、海面と一体となり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。また、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

#### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 自然海岸の適正な保全、再生を引き続き図っていく必要がある。
- 瀬戸内海には、なお多くの貴重な自然海岸が残されており、保全すべき地域を明確にして、これを積極的に保全することも重要である。その際には、生物多様性の保全上重要な地域(ホットスポット)を把握するなど科学的な評価が重要である。
- 埋立てにより失われた自然の再生が講じられているが、努力が不十分であるとの指摘があり、更なる取組を促す必要がある。
- 未利用のまま荒れた埋立地が一部にあり、一方で、それが様々な生物の生息の場になっているとの指摘もあり、本来の土地利用の目的に支障を及ぼさない範囲で、景観への影響や生物の保全に配慮しつつ、これらの自然の再生を検討する必要がある。

### 目標④

海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。

#### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 海ごみの発生抑制及び適正処理に向けた抜本的な対策の確立に向けた検討が必要である。
- 油等の流出事故は、いったん発生した場合は環境への影響が極めて大きいため、関係機関における取組の更なる徹底と充実を図る必要がある。
- 放棄された施設、立ち枯れた木等により景観が損なわれている現状があるとの指摘があり、その改善に向けた対策を検討する必要がある。

### 目標⑤

瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。

#### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財については、伝統的建造物群保存地区制度の活用や文化財保護法の改正等による保全に向けた制度が整備されており、今後とも、その適切な運用による保全を図っていく必要がある。

### 3) 基本計画に掲げる目標全般に係る施策の評価

#### 1) 健全な水循環機能の維持・回復

##### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 流域の健全な水循環機能の維持・回復に関しては、関係省庁が連携して取り組んでおり、森林の保全、農地の適正利用、多自然川づくり、地下水の涵養、下水処理水の再利用等の様々な施策が実施されている。これらの施策は流域の水循環全体を考慮して行われることが重要であり、「沿岸域の総合的管理」の概念も十分踏まえつつ、今後とも着実に取組を進めていく必要がある。
- 雨水利用の促進により重点を置く必要があるとの指摘、ダムの水循環に及ぼす影響を確認する必要があるとの指摘があり、これらの点にも留意する必要がある。

#### 2) 環境教育、環境学習の推進

##### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 環境教育・環境学習の果たすべき役割はますます重要なものとなっていることから、地域の研究機関の活用等ハード・ソフトの両面からその推進を図る必要がある。
- NPO 等の広範な活動に対応し、これを適切に支えるような行政としての役割をさらに強化していく必要がある。
- 環境教育・環境学習の指導員の指導員を育成するとともに、人材をストックし、必要な時に提供できるような仕組みが必要である。
- 環境教育・環境学習の一環として地域全体が連携した取組も検討する必要がある。
- 学校教育の総合学習は、非常に有用ではあるが、海は水辺環境としての取り扱いに留まっていることから、今後は地球環境というより大きな観点からも海を取り上げていく必要がある。
- ソフト面と併せて、環境教育施設等の環境教育を支えるハード面の重要性にも留意する必要がある。

#### 3) 情報提供、広報の充実

##### 【フォローアップにおける評価(抜粋)】

- 「せとうちネット」については、環境情報として生物情報を追加するなどの充実を図る必要がある。
- 自然科学の分野だけではなく、自然に強い関心を持っている俳人や歌人といった分野の人々に対しても積極的な情報発信を図る必要がある。
- 国や府県の打ち出した施策について、現場が対応できず市民との間にギャップが生じることのないよう、確実に情報を現場に浸透させていく方策についても検討する必要がある。